

## 中期計画に記載することが必要な事項について

各法人が作成する中期計画は、中期目標において定める事項を達成するためにとるべき措置のほか、法令で規定する財務等の運営上の基礎となる以下の事項について記載が必要とされている。

- VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- VII. 短期借入金の限度額
- VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- IX. 剰余金の使途
- X. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
  - 1. 施設及び設備に関する計画
  - 2. 人事に関する計画
  - 3. 中期目標の期間を超える債務負担
  - 4. 積立金の使途
  - 5. その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

<参考>

## 国立大学法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号）

第 31 条 国立大学法人等は、前条第 1 項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

## 国立大学法人法施行規則（平成 15 年省令第 57 号）

第 7 条 法第 31 条第 2 項第 7 号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途
- 五 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項